

京都市職員退職手当支給条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成23年3月31日

京都市長 門川 大作

京都市規則第109号

京都市職員退職手当支給条例施行規則の一部を改正する規則

京都市職員退職手当支給条例施行規則の一部を次のように改正する。

第13条の見出し中「者」を「者等」に改め、同条中「第17条第2項」の右に「及び第3項」を加える。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)